最終更新日：2017年8月14日
株式会社モバイルファクトリー
代表取締役　宮嶌　裕二
問合せ先：執行役員計数管理部長　谷本　洋　Tel：03-3447-1181
証券コード：3912
http://www.mobilefactory.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、お客様、株主様、さらには社会全体の信頼と期待に応え、企業価値の極大化のために、法令遵守に基づく企業倫理の確立が最重要課題であると認識しております。そのために、リスク管理、監督機能の強化を図り、経営の健全性・透明性を高め、もって経済社会の発展に寄与していく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
当社は現時点において、株主総会における議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳対応等は実施しておりません。
今後の株主数や株主構成等の変化に応じて、実施を検討してまいります。
【補充原則4-1-2】
当社が属するモバイルコンテンツ業界は技術革新が目覚しく、サービス内容等についても日々進化しております。このような環境の中で、中長期計画を公表することは、環境の変化に対応する柔軟性等を損なう可能性があり、その結果当社の成長を阻害する可能性があります。そのため、当社では中長期の経営計画を公表しておりません。
【補充原則4-1-3】
当社では中長期的に代表取締役であります宮嶌氏の後継者となりうる人材の育成を行っております。但し宮嶌氏の現在の年齢等を踏まえ、至急の課題として取締役会で具体的な議論等はしておりません。
【原則4-11-③】
社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点において取締役会の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示については検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社は、政策保有株式については、事業上の連携強化等、当社の企業価値の維持向上に資すると判断した場合に保有する場合があります。なお、現時点において上場株式を保有しておりません。
【原則1-7】
当社は、関連当事者との取引については、その取引を行うことが合理的であるか等を考慮しております。また、取引条件が他の取引と比較して適正であるか等に留意して、取締役会の承認を得ることとしております。
【原則3-1】
⑴ 企業理念は、会社ホームページ、有価証券報告書、招集通知、決算説明資料等にて開示しております。
⑵ コーポレート・ガバナンスの基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。
⑶ 取締役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の範囲内で、取締役会で決定しております。
⑷ 取締役及び監査役は候補の指名を行うに当たって、候補者の知識・経験・能力等を考慮すると共に、総合的に勘案して指名しております。
⑸ 取締役及び監査役候補者の選任理由を招集通知に記載しております。
【原則4-1-①】
当社の取締役会は、取締役会規程に定められた事項について協議決議を行っております。また「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」に基づき、当社の経営陣に委任しております。
【原則4-8】
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。
【原則4-8-①】
社外取締役と社外監査役で年2回ミーティングを実施すると共に、適宜必要なタイミングで情報交換を実施しております。
【原則4-8-②】
現在、社外取締役は2名のため、「筆頭独立社外取締役」を選定しておりませんが、経営陣との連絡等は十分行えております。また監査役とは定期的なMTGや監査調書の共有により意見交換をしております。
【原則4-11-①】
当社の取締役会は、当社の各業務に精通した社内取締役と、ゲーム業界における豊富な経営経験、プロデューサー経験などを有する社外取締役により構成されており、現状において、取締役会全体としての知識経験能力バランスに多様性について問題ないと考えておりますが、具体的な方針の策定及び開示については、今後検討してまいります。
【原則4-11-②】
取締役、監査役の兼務状況は、有価証券報告書・コーポレート・ガバナンス報告書で毎年開示しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
宮嶌　裕二	2,278,600	47.10
株式会社SBI証券	151,500	3.10
鈴木　剛	100,000	2.10
日本証券金融株式会社	70,900	1.50
野村證券株式会社 (常任代理人　株式会社三井住友銀行)	57,300	1.20
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	53,300	1.10
松井証券株式会社	49,900	1.00
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	34,200	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	29,700	0.60
土屋　博之	29,400	0.60

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大堀　康祐	他の会社の出身者											
成沢　理恵	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大堀　康祐	○	株式会社マトリックス・グループ代表取締役 株式会社マトリックス代表取締役 株式会社ゲーム文化保存研究所代表取締役	大堀康祐氏は、長年、ゲーム会社で代表取締役を務めるなど経営及び業界に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏及び同社と取引はございません。

成沢　理恵	○	ちゅらっぷす株式会社取締役 株式会社ArAtA取締役 AppBeach株式会社取締役 モリカトロン株式会社	成沢理恵氏は、ゲーム会社でプロデューサーを務めるとともに、ゲーム業界で取締役を務めるなど、経営及びゲーム業界に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏及び同社と取引はございません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、適切かつ効率的な監査業務を実施するため、監査役と監査計画立案の段階から意見交換等を行っております。
監査役とは月に1回共有会を実施し、当月及び来月の監査業務の共有及び意見交換を行うと共に、席を隣接させることで意見交換を密に行いやすい環境を整え、監査体制の連携強化を図っております。
監査法人とは、監査法人による会計監査に際しての内部統制監査報告における、内部統制評価報告書の提出を効率化するため、必要に応じて監査資料の提出や意見交換等の情報共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塩澤　義介	他の会社の出身者													
倉重　智行	他の会社の出身者													
伊藤　英佑	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

塩澤　義介	○	―――	塩澤義介氏は、他社で資金部長、監査役を務めるなど財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
倉重　智行		―――	倉重智行氏は、他社で財務部門管掌、ファイナンス会社の代表取締役社長、監査役を務めるなど経営、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
伊藤　英佑		八面六臂株式会社、株式会社ライブレボリューション、株式会社マーケットエンタープライズ、ロボットスタート株式会社及び株式会社アピリッツのそれぞれの社外監査役	伊藤英佑氏は、公認会計士として高度な専門知識を有すると共に、企業会計及び財務に関する経験を指定していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役それぞれの報酬額は、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会の協議にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人の配置をすることができるものとしております。現在、配置していない理由としては、常勤監査役の監査において特段支障をきたしていないこと。また、常勤監査役は、重要な会議へ参加、直接現場の担当者及び責任者に状況確認を求めたり、必要資料へのアクセス権限により十分な監査が行なえております。また、監査役は、内部監査人と連携し監査を実施しております。なお、会計監査人とも定期的に意見交換等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会

当社の取締役会は、提出日現在取締役5名から構成されており、原則として月1回開催しております。経営に関する特に重要な事項はすべて取締役会で協議・決定しております。

・監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、提出日現在監査役3名から構成されており、原則として月1回開催し、取締役の職務執行状況の監査を行っております。なお、監査役3名は社外監査役であります。

・事業戦略会議

各サービス等に直接的に関係する内容を審議及び意思決定しており、原則として週1回開催しております。常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当該役員等が参加を促した役職員により運営しております。

・経営戦略会議

その他の事項について審議及び意思決定を行っており、原則として月1回開催しております。

・内部監査人

代表取締役の指示もと年度監査計画に基づき、各部門を対象に実施しております。

・会計監査人

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は当社業界に精通した取締役で構成することにより、経営の効率化を図っております。

当社の監査役3名はすべて社外監査役（うち常勤監査役1名）で構成されており、経営の監督機能を充実されております。また、取締役5名のうち2名（社外取締役）及び社外監査役3名のうち1名が独立役員として指定されております。社外取締役及び社外監査役を独立役員とすることで、より経営の監督機能の充実が行われております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の利便性を考慮し、決算業務の早期化を計り、招集通知の早期発送に取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日開催は避け、多くの株主様が株主総会に参加できるように配慮してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRサイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	対面、WEBの各方式により個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、定期的（四半期単位）に決算説明会を実施しております。（年4回実施） また、特に要請のあった機関投資家等に対しては、個別に説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設置し、決算情報などを掲載しております。 決算説明会資料については、TDnetを通して、決算短信と同時に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当者をおいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、クライアント、従業員等利害関係者に対して公正な情報開示、適時、適切な情報開示、自発的及び継続的な開示をすることを目的とした情報開示規程を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の事業内容であります、位置情報連動型ゲームは、地方自治体等との取り組みにより地方創生につながる活動であります。 また、中学生の就業見学等の受け入れを行っており、修学旅行等で東京へ来られた学生を中心に、会社概要の説明、当社社員へのヒアリング等により、ゲーム開発等がどのように行われているかを知ってもらうよう努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会、当社ホームページによる情報発信等により、ステークホルダーに対して積極的に情報発信を行い、当社の事業内容の理解を促進していく所存であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。また、当社の内部統制の整備状況や当社を取り巻く環境を鑑み、見直しを行っております。

上記の基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っており、その概要は以下の通りです。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．当社は、「企業倫理規程」等の行動規範を制定し、法令遵守及び社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
b．研修及びマニュアルの作成・配布等を行い、役職員に対しコンプライアンスの知識の向上に努めております。
c．監査役による取締役の業務執行の監視に加え、内部監査担当者による、コンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を行い、代表取締役及び取締役会に報告しております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
a．「文書管理規程」に基づき書面及び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。
b．法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存しております。
c．監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a．リスク管理に関する統括責任者に管理担当取締役を任命しております。
b．管理担当取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の構築・運用及び各部門間の連携強化等リスク管理を統括的に推進しております。
c．各部門は、内在するリスクの識別・分析・評価を行い、部門としてのリスク管理を実施すると共に、管理担当取締役を通じて取締役会及び監査役会に報告しております。
d．取締役会は、リスク管理組織として、業績に大きな影響を与えるリスクに対して発生時の損失を最小限に留めるため、必要な対応方針を予め検討しております。
e．内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を代表取締役及び取締役会に報告しております。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。
b．事業計画を定めると共に取締役間で共有し、会社として達成するべき業績目標及び評価方法を明確化し、当該目標の達成に向けて各部門と共に効率的な達成方法を定めております。
c．計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析し、全社的な業務効率の向上に努めております。

ホ．業務の適正を確保するための体制
a．当社代表取締役、管理担当取締役及び子会社代表取締役等を構成員とした会議を毎月1回以上開催しております。
b．グループ間の取引は、一般的な取引条件を勘案し、稟議決裁により決定します。
C．損失危機が発生した場合に、取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、推進しております。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
a．監査役が求めた場合、必要な人員を配置できるものとします。
b．監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。
c．当該使用人の人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a．取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきと認めた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告することとしております。
b．監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。

チ．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a．監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。
b．代表取締役は、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
c．取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。
d．監査役は内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等も実施しております。

リ．財務報告の信頼性を確保するための体制
a．毎年「財務報告に係る内部統制基本計画書」を決議し、内部統制システムの整備・運用・評価・是正を行って参ります。

ヌ．反社会的勢力の排除に向けた体制
a．「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドライン」を定め、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないこととしております。
b．整備状況に関しては、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組んでおります。
c．不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処して参ります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から反社会的勢力による被害防止を実践するために、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドライン」を定めております。また、当社の反社対応体制の整備状況や当社を取り巻く環境を鑑み見直しを行っております。現在までに、事業活動において適正な業務運営を確保できるよう、断固として反社会的勢力との関係を遮断・排除しており、反社会的勢力との関係は一切ありません。

具体的には、事業部門の新規取引先との契約前には、取引先の信用調査を依頼する申請を必ず提出することを周知しており、法務担当者による、記事検索を用いた代表者及び企業の風評等による信用調査を原則として行う事務フローを整備したうえで契約締結に進むようにする等、事業体制を確立しております。なお、信用調査に用いる検索キーワードは適宜見直しを実施しております。

さらに、基本契約書を交わす際には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、即時契約を解消できる旨の暴力団排除条項を原則盛り込むようにしております。

また、所轄警察署との関係を強化するべく、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として法務担当者を専任・配置しております。

加えて、反社会的勢力と思しき団体・個人から不当な要求を受けた場合には即時に相談できるよう、弁護士とも顧問契約を締結しており、慎重かつ適切に対処して参ります。

なお、平成26年4月付けで公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、特防連）に、正会員として加入しております。特防連主催の研修会にて情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

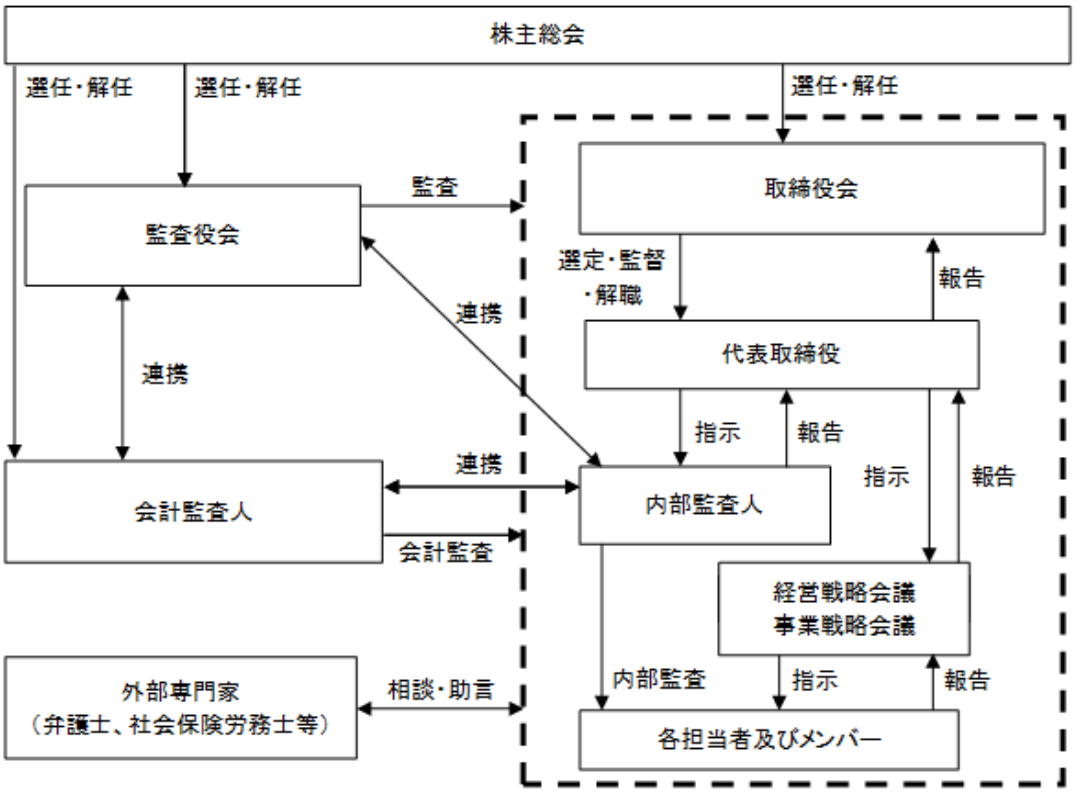
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。しかしながら、将来において当社の企業価値を向上させるに当たり必要な場合は、検討を要する課題となることも考えられます。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

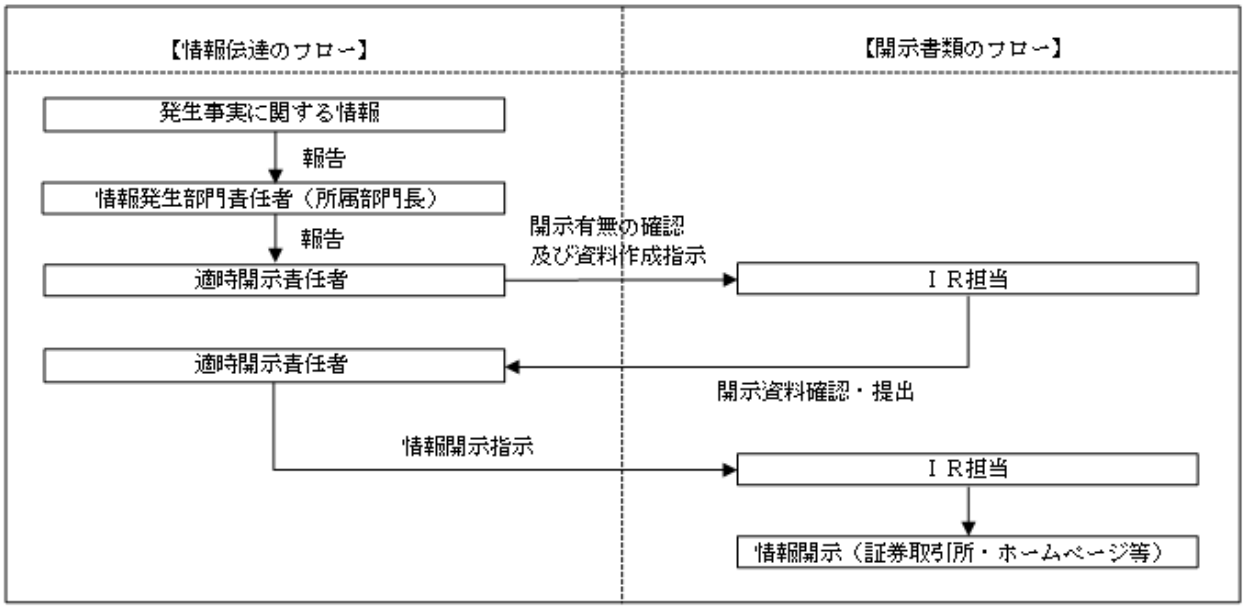
－

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要(模式図)】

(a) 発生事実に関する情報



(b) 決定事実・決算に関する情報等

